

令和6年5月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和6年5月27日

令和6年5月総会議事録

開 会 期 日		令和6年5月27日（月）			
開 催 場 所		鳩山町役場305・306会議室			
開議及び宣言者		午後2時00分 会長（議長）金子茂雄			
閉議及び宣言者		午後2時45分 会長（議長）金子茂雄			
議 長		会長 金子茂雄			
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠 員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題		農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 諮問に対する答申について			
傍聴者数		なし			
参 与					
●事務局出席者			●議案説明員		
・吉澤祐一 事務局長			・鈴木翔 農林業政策担当主事		
・千装隆宏 書記					
・馬場紫野 担当					

〔開会の宣言〕 午後 2 時 0 0 分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は 9 名、農地利用最適化推進委員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年 5 月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、2 番・石井利幸委員、4 番・小林三千雄委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として会長を務める鳩山町国保運営協議会に関して、5 月 15 日には第 1 回 国保運営協議会が、24 日には入間福祉圏国保運営協議会の総会及び懇親会がございましたので、それぞれ出席いたしました。

また、5 月 22 日には「鳩山町地域農業再生協議会 幹事会」に農業委員会会長として出席し、協議会の総会資料に係る予算・決算案について協議を行いました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての資料番号 1 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否について。
令和 6 年 5 月 2 日受付。

資料番号 1、大字泉井 []、地目、畑、面積、592 m²。同じく泉井 []、地目、畑、面積、317 m²。同じく泉井 []、地目、田、面積、236 m²。同じく []、地目、畑、面積、56 m²。同じく []、地目、畑、面積、480 m²。同じく泉井 []、地目、田、面積、734 m²。譲受人 []。耕作地、24a、労働力、1。譲渡人 []。

転用目的：所有権移転。

面積、田、970 m²、畑、1,445 m²、合計、2,415 m²。

◎金子会長

この件につきまして、大橋・泉井地区担当の飯島農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎飯島委員

大橋・泉井地区担当の飯島です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、現在、農地の所有及び借入はございませんが、現在、農業大学校に通っており、本申請により新規就農となります。

申請地ではブルーベリーを作付けする予定であり、春の植え付けまでに土づくりと管理を行う計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は、土地所有者が相続で受けた土地であり、現在は管理地となっておりますが、今後は譲受人により、ブルーベリーを作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については飯島農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

本申請地は、 から を進み、 から 方面へ進んだ 側と、 の先の 側に位置する農地です。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段の4枚であり、現在は管理されております。

農地法の改正により、農家で無い方でも適切な利用計画が確認できれば、農地の取得が可能となっております。

本申請においては、譲受人の作付計画、耕作するための機械の所有状況や取得計画等を確認いたしました。

使用する機械につきましては、トラクター、耕運機、ハンマーナイフを取得予定となっており、機械のカタログと、必要な資金があることを確認しております。なお、耕運機、ハンマーナイフにつきましては、申請後、既に購入したと報告を受けております。

本申請につきましては、譲受人による新規取得の申請となりますが、現在の状況や今後の計画を確認し、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

新規就農ということですが、申請までに何度か相談はあったのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

昨年度から何度か相談を受けております。

◎吉岡委員

農業経験が無いようですが、農地を借りるのではなく、いきなり購入して大丈夫なの
でしょうか。

◎書記

新規就農による取得の場合には、耕作の計画や機械の有無等を確認して判断すること
になりますが、作付けから収穫までの作業や、購入する機械のカタログ及び資金等につ
いて確認できており、計画については問題ないと考えております。

◎事務局長

本申請の作付計画は果樹となっておりますので、植付から収穫まで、ある程度の期間を要すことから、長期的な耕作と安定的な収穫のため、農地を借りるのではなく取得する計画となっております。また、農地を確保し、なるべく早く収入に結び付けたいという意向がございましたので、事務局といたしましては、申請者の意向を実現できるようバックアップしたいと考えております。

◎金子会長

そのほかございますか。

◎金子会長

私からもよろしいでしょうか。

機械を取得する計画ですが、その際の補助等はあるのでしょうか。

◎事務局長

農業用機械に関する補助事業はございませんので、自費での取得計画となっておりますが、自己資金の残高を確認し、機械の購入ができることを確認しております。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

資料の9ページを見ると、農業経営費として令和6年は100万円の経費を予定されておりますが、こちらは機械の代金が含まれているのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

こちらは機械の取得を前提とした、来年春の苗の植付までにかかる燃料費、苗、肥料代となっております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

〔日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和6年5月9日受付。

資料番号2、大字泉井[]、地目、畑、面積、182 m²。譲受人 []

[]。耕作地、2a、労働力、2。譲渡人 []

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、182 m²。

◎金子会長

この件につきまして、大橋・泉井地区担当の飯島農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎飯島委員

大橋・泉井地区担当の飯島です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、現在、農地の所有及び借入はございませんが、現在は[]の農作業を手伝

っており、本申請により新規就農となります。

申請地では露地野菜を作付けする予定であり、[]の機械を借り、農業経営をする計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は、土地所有者が相続で受けた土地であり、現在は譲受人の[]に隣接する土地であることから、譲受人が管理を行っておりますが、今後は農地を取得し、自家消費の露地野菜を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については飯島農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

本申請地は、[]を、[]から[]方面へ約[]m進んだ[]側に位置する農地です。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真中段の1枚であり、現在は管理されております。

議案第1号と同様、新規取得の申請でございますが、譲受人の作付計画、耕作するための機械の状況等については確認しております。

使用する機械につきましては、[]が所有する機械を借りて使用する予定であり、農作業についても、当分は[]と共同で行う予定となっております。

本申請につきましては、譲受人による新規取得の申請となりますが、現在の状況や今後の計画を確認し、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての
資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第3号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の小鷹委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時19分]

再開 [午後2時20分]

◎小鷹職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第3号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

[日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎小鷹職務代理

日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年5月10日受付。

資料番号3、大字小用[REDACTED]、地目、田、面積、239 m²。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：自己用住宅。

面積合計、田、239 m²。農地区分：農業振興地域外・第2種農地。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、農業振興地域外の第2種農地であり、自己用住宅への転用は問題ありません。

譲受人は[REDACTED]が所有する住宅に居住しておりますが、事情により住宅を売却することとなったことから、希望に合う土地を探し、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、金子農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請地は、道路に面した平面の土地であり、現在は管理されている状況でございま

す。

本申請では、隣接する山林も含めた計画地となっており、農地については必要な部分のみの転用となるよう、分筆がされております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真下段の2枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

申請地は■■■■を■■■方面へ進んだ■■■側に位置する、第2種農地でございます。

資料8ページの公図、9ページの求積図、10ページの土地利用計画図をご覧くださいと、申請地の外に、■■■■と■■■■の山林も一体計画地となっております。

事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の計画図面及び資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断できます。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

◎小鷹職務代理

議案第3号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。
暫時休憩します。

暫時休憩〔午後2時27分〕

再開〔午後2時28分〕

◎金子会長

再開します。
引き続き会議を行います。

〔日程第7、協議について〕

◎金子会長

日程第7、協議についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

ご説明いたします。

農地法第52条に基づき、農業委員会は農地賃借料情報について情報提供を行うこととされておりますことから、情報の提供前に委員の皆様にご確認いただくため、協議事項として上程いたしました。

お手元の資料のとおり令和5年度中に利用権設定されたデータから、平均値を出し、「田」と「普通畑」に分けて標準額を算出しております。令和6年6月1日からの情報提供を予定している10aあたりの賃借料の金額は、田が5,077円、普通畑が9,517円でございます。

以上、協議事項の説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小鷹委員

はい。

◎金子会長

小鷹委員。

◎小鷹委員

物納は金額に換算して集計することはないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

物納につきましては金額を出すことが困難でございますので、資料に記載の通り、今回の賃借料には反映しておりません。

◎事務局長

農協の買取価格や個人での売買等、同じ作物でも金額に差が生じるものでございますので、公表資料といたしましては、金額が明記されている契約のみを集計の対象としております。

なお、参考に昨年度の賃借料を申しますと、10aあたりの金額が、田は4,639円、畑は2,878円でございます。サンプル数が少ないため、金額の高い契約があると、平均額も大きく上がるような状況となっております。

◎金子会長

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

協議につきましては、令和6年6月1日に公表して適用することと決定いたしました。

〔日程第8、専決処分の報告について〕

◎金子会長

日程第8、専決処分の報告1件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告 1、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について。

令和 6 年 4 月 23 日受理。

報告資料番号 1、大字大豆戸 [REDACTED]、地目、田、面積、0.92 m²。同じく [REDACTED]、地目、田、面積、146 m²。同じく [REDACTED]、地目、田、面積、156 m²。同じく [REDACTED]、地目、田、面積、140 m²。同じく [REDACTED]、地目、田、面積、17 m²。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：住宅用地。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

◎金子会長

ここで、追加議案がありますので、資料準備の為暫時休憩いたします。

暫時休憩〔午後 2 時 3 5 分〕

再開〔午後 2 時 3 7 分〕

◎金子会長

再開いたします。

〔追加日程第 9、議案の追加について〕

◎金子会長

お諮りいたします。只今、お手元に配布のとおり、追加日程第 10、議案第 4 号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、を追加議案としてよろしいかお伺いします。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。よって追加日程第 10、議案第 4 号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、を追加議案といたします。

ここで、追加議案の説明員について報告いたします。議案第4号についての説明員1名の入室がありますのでご了承願います。

〔追加日程第10、議案第4号「農用地利用集積計画」の
諮問に対する答申について〕

◎金子会長

追加日程第10、議案第4号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申についての資料番号4を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法 附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条第1項により、施行日から起算して2年を経過するまでの間は、従前の例により新たに利用集積計画を定めることができると規定されており、鳩山町が農用地利用集積計画を定めるためには、農業委員会の決定を経なければならないと規定されておりますことからお諮りするものでございます。

農用地利用集積計画は年2回決定し告示しておりますが、今年度第1回目の決定告示をするにあたり、鳩山町長から別紙のとおり諮問がありましたので、その諮問に基づき内容を確認してから答申するものでございます。

添付資料にあります、農用地利用集積計画書をご覧ください。

内容については、この後、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をさせていただきます。

また、答申案につきましても添付しておりますので、ご審議くださるようお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

◎鈴木主事

ご説明させていただきます。産業振興課 農林業政策担当 鈴木でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号4、農用地利用集積計画の承認を求めることについて、ご説明申しあげます。お手元の資料をご覧ください。

こちらは、毎年2回行なっている農用地の利用権設定のうち、前期分、第1回目となります。農業経営基盤強化促進法に基づくものでございます。

初めに、お手元の資料の3枚目でございますが、1ページをご覧ください。

「農用地利用集積計画概要表」でございます。

この概要表は、今回申し出をいただきました利用権の設定期間と種類、面積等をまとめたものでございます。

続いて2ページから5ページは内訳でございます、申し出をいただいたご契約内容を一覧表にしております。

それでは1ページにお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1利用権設定」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間」「種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び「賃貸借設定である場合の借賃」でございます。

各項目が2段書きとなっておりますが、下の段の数字は、新規申出と再設定申出の合計、上の段の()書きはその内数となっております、再設定申出分を記載しております。

一番下の「合計」欄をご覧ください。

賃貸借、使用貸借をあわせまして 前期分の利用権設定面積の合計を申し上げます。

田、100,829 m²、うち再設定は91,738 m²。畑、48,221 m²、うち再設定は41,297 m²。樹園地、その他の地目については該当がございませんでした。

合計といたしまして、149,050 m²、うち再設定は133,035 m²でございます。

続きまして、貸手戸数、借手戸数、筆数の合計でございます。

貸手戸数、72戸、うち再設定は63戸。借手戸数、31戸、うち再設定は25戸。筆数、115筆、うち再設定は102筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2ページから5ページの「2利用権設定内訳書」にまとめてございますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。

この計画についてご承認いただきますと、来月6月21日付けで告示となり、この計画内容に基づき利用権が設定される予定でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の農用地利用集積計画の承認を求めることについてのご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第4号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答

申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第4号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、追加議案の説明員1名の退室がありますのでご了承願います。

〔閉会の宣告〕午後2時45分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和6年6月25日

会長 金子 茂雄

職務代理 小鷹 隆石

委員 石井 利幸

委員 小林 三千雄